

1 英仏両国における虐待を受けた子どもの保護や子どもの養育に困難のある家族の支援にかかわる法制度について、裁判所見学の様子を交えてお話させていただきます。虐待等の事情により保護が必要と思われる児童がいる場合への対応局面は、予防、発見、救出保護、暫定的保護、最終的・継続的保護、親子の再統合・自立に分けられますが、以下では主に、最終的な保護の措置を決定する局面に注目します。

2 (1) 英国には子どもに関する公法的私法的側面を包括的に規律する1989年児童法があり、日本でいう保育等の児童福祉サービス、緊急の児童の保護の側面、私法面の親権（英国では「親責任」）、監護権を全て対象としています。仏国の児童保護の法制は、行政的保護と司法的保護からなります。司法的保護は、子ども判事という専門の裁判官が児童とその家庭に対する支援や、場合によっては親子分離の措置を決定し、継続的に監督していく制度であり、その骨格は民法に「育成扶助制度」として規定されています。育成扶助の制度は沿革的に少年法の保護観察処分に対応する制度につながっており、後に、民法の親権制度に吸収統合されたという興味深い経緯があります。

(2) 児童の最終的な保護の措置の決定への司法関与のあり方に注目しますと、英国では、司法が決定に単発的に関与するにとどまるのに対し、仏国では子ども判事が個々のケースに継続的に関与します。英国では、子どもの養育に責めを負う者の意思に反して、国家がその養育に関与できる限界づけが重視され、その要件の充足性については司法で明確な基準に基づいて判断するが、ひとたび国家関与が決定された後に具体的に子どもに提供するケアの内容については、状況に応じて具体的に行政が決めていくという役割分担がなされています。ただし、面会交流は親子関係において極めて重要な事柄であるとされ、司法判断に服します。この役割分担の背景には、かつて行政が大きな権限を有し、一定期間以上行政のケアの下にあった子につき、親の取り戻しの意思に反して行政による措置を継続し、ひいては養子に出せたことに対する反省がありました。これに対し、仏国では子ども判事がケースに継続的に関与します。いったん子どもやその家族に対するサービスの提供が決められた後にも、サービス提供主体は定期的に報告をすることとされ、さらに、何か問題があったら、いつでも裁判所の判断を仰げることとなっています。とりわけ、親子分離下での訪問権に関しては必ず子ども判事が決することとされます。

(3) 親子分離等の措置決定を行う裁判手続の様子にも相違が見られます。

①英国では対審的構造が顕著で、地方自治体の福祉サービス機関、親、子ども（現実にはしばしば子ども代理人）、時には親戚が、それぞれ法律家を伴って法廷に座し、次々と証人尋問がなされます。例えば、親子分離の必要性を主張する福祉サービス機関のソーシャルワーカーが親の無責任な態度を指摘し、親側の弁護士が、その判断の根拠やその根拠となった面会の様子を事細かに問いただします。裁判所主体の調査への警戒も強く、そのような調査は制度上可能ですが、むしろ子どもの代理人に調査を依頼し、あくまでも当事者と

しての子どもの立場に即して調査結果を提出させることが好まれるようです。他方、仏国では職権調査が活用されます。裁判所は、多くのケースで裁判所附属の専門機関による調査を利用し、それに依拠して判断を行います。裁判官は和やかな雰囲気のもとで、福祉サービス局、子ども自身、そして親から事情を聞くにとどまります。

②手続が行われる法廷の様子としては、英国で私が見学した裁判所では、先述のような比較的多数の関係当事者が、学校の教室大ほどの部屋に、円卓のようにぐるりと囲んで座り、壇上でこそないもの前方に裁判官が座り、左右に事務官と書記官が座るといふ、和やかとは評し難い様子でした。この法廷は、同種手続きの行われる法廷の中で、標準的又はそれよりややインフォーマルな法廷であると考えられるものでした。仏国の方は、診療所で医師が患者に面会する様子に似ているといえます。手続は子ども判事の執務室で行われ、裁判官の机の向こうに、関係当事者、福祉サービス機関のワーカーと家族がならんで座り、裁判官に対面します。裁判所の職員は同席せず、ドアの外に待機する当事者を裁判官が自ら名前を呼んで招き入れるといった具合です。

③仏国の子ども判事は、少年非行と育成扶助を担当する専門の裁判官です。元々は、未成年犯罪に対処するために創設された身分で、その後、育成扶助にも関わるよう権限が拡大されました。司法と行政双方の連携の「かなめ」とされ、「社会判事」と称されることもあります。離婚や別居の際の親権、監護権の帰属や親権の喪失、養子縁組に関わる権限はもっていません。他方で英国には家事事件を扱う裁判官の認定制度があり、家族関係の事件を扱えるのは一定の講習を受けて認定を受けた裁判官のみです。しかし、家族問題あるいは子どもの問題に特化した判事はほとんどいません。

(4) このような手続的特徴を裏づける実体法的考え方の特徴として、英国は子ども志向であり、仏国は家族志向であると指摘できるように思います。英国の制度は、差し当たりは親に養育を任せるが、何か不都合が生じたときには、子どもの福祉にもっとも適う養育主体を国家が判定することで、子どもを不適当な家庭から救出、保護するためのものであるといえます。仏国では、家族が中心的位置を占め、子どもの養育はギリギリまで両親に任せ、親による養育を国家が支援するという制度枠組みといえます。これに関連して、子どもの親の法的地位に着目しますと、英国では、親に保障される権利は、手続的側面が重視され、親子分離や養子縁組の手続において、親の意見が適切に反映されるよう、手続保障が図られなければならないとされます。逆に、その手続きにおいて必要性が認められる以上は、子どもの産院からの退院と同時に親子分離がなされることがありますし、また、最終的に養子縁組がなされることも多くあります。対して、仏国では、出生と同時の親子分離の決定は決して考えられないと言われます。仏国では、育成扶助制度において、子どもはなるべくもともとあった環境（多くは父や母の家庭のもと）に留められなければならないと明定されており、また、養子縁組や親権の喪失の要件も厳格です。

以上のような被虐待児保護や家族支援にかかわる英国及び仏国の制度の相違の背景には、子ども・親・国家間関係の法的構造の捉え方の違いが存すると考えられます。